

宇城市松橋町御船「久原家文書」 の概要と示唆する課題

～八代海北部海辺干拓における位置づけ～

内山 幹生

〔目次〕

はじめに

1 久原家文書について

- ① 御船久原家の草創
- ② 久原家文書の概要

i 近世文書の伝来要因

ii 明治大正期の文書構成

iii 文書記録類の整理保存にむけて

2 久原家文書を通してみえる社会背景と村の暮らし

- ① 初期の入植者像
- ② 新地の竣工から安定期へ ～手造りの大地～
- ③ 新田村の暮らし
- ④ 不安定な営農

3 文書から読み取れる干拓推進上の課題と問題点

- ① 海辺干拓の矛盾 ↓ 負の連鎖がスタート
- ② 宿命的な排水難 ↓ 古田の土地改良

4 久原家海辺開発史料からみえる防災への教訓

- ① 藩庁役人と地方吏僚 ～立場の相違～
- ② 近世干拓新田村の保守と被災の記憶
- ③ 安全性無視の代償

おわりに

はじめに

宇城市松橋町御船の久原家は、近世干拓新田村たる旧御船村草創以来の旧家である。御船村における同家初代の勘左衛門は、河江手永会所役人で、幕末には同会所手代（惣庄屋次席）となり、地方行政の第一線で活躍した。明治維新後は、統合された諸手永（河江・郡浦・松山）からなる宇土町に置かれた民政局松山出張所へ勤務する。この間、干拓新田築造に対する長年の功勞により、砂川新開のうちに幾許かを与えられ、御船久原家が始まった。

大正年間の同家最盛期には、田畑二〇町歩超を抱える近隣屈指の地主であったが、先の大戦後、GHQ（連合国軍最高総司令部）の指導した農地改革によって、九割以上の土地を失う。その後、戦後の辛酸をなめることとなったが、幸運なことに、天保年間以来、同家に伝来した文書や記録類は、散逸することもなく代々の当主によって守られてきた。二〇箱を超える段ボール箱に収納された史料は、現在、筆者が調査のうえ目録を作成中であり、九割ほどが終了している。

平成二五年一〇月、宇城市役所文化課中山彰宜氏、同学芸員神川めぐみ氏、同藤崎正人氏らの初動調査を引継ぎ、調査を開始した。平成

二九年一月現在の途中経過では、史料点数約四〇〇〇点前後、同写真撮影枚数で一万二〇〇〇枚を超え、個人所有の史料としては尋常でない領域に達している。この史料群中、特筆すべきことはいくつかあり、その第一は、天保年間から明治三年まで、すなわち、熊本藩の地方行政を担った手永制度が廃止されるまでの、小川町に置かれていた河江手永会所の公文書が大量に存在することである。

手永関連史料の過半数は、松橋新開および同築添新地、砂川新開および不知火亀崎御新地などの築造に関する記録類で、工事の進捗に伴う手永や藩庁役人間で交わされた書信等も膨大な数に達している。今後、これらを詳細に分析することで、現在の宇城市およびその周辺に位置する海辺平野部の、社会的、政治経済的な成り立ちが明らかになるだろう。それはすなわち、国土開発の歴史であり、その土地から産出される財貨によって現代を暮らしている我々は、祖先の苦勞と判断に思いをいたすべきである。

1 久原家文書について

① 御船久原家の草創

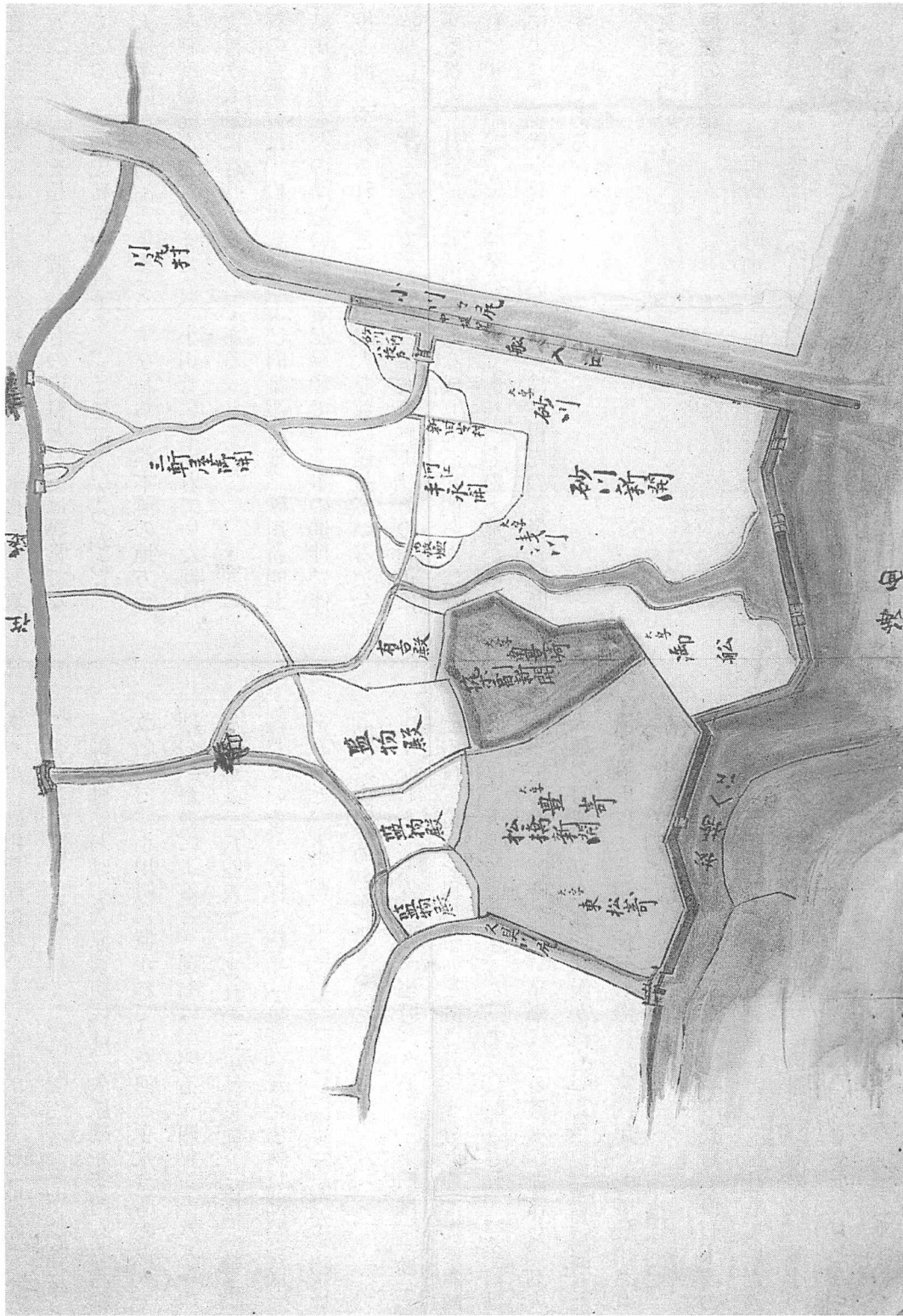
久原家の所在する宇城市松橋町御船(旧御船村)は、嘉永五年(一八五二)に築造された藩築開「砂川新開」の北方に位置している。その後数年を経て正式に村立てされ、新田「御船村」が誕生した。史料などに築造〇〇年と記載されていても、その年が竣工年とは限らない。多くの場合、築造年から数年の間は、開発地内の整備に費やされる。対象地域が広大であることと、何も手を加えられていない海底だったところを耕地化するので、気の遠くなるような土地改良の苦勞が

あった。砂川新開の場合も、本格的な入植が開始されたのは安政二年(一八五五)頃とみられ、この時期が、実質的な竣工年と推定される。

御船村における久原家初代は、久原勘左衛門(明治維新後に運七と改名)で、小川町に置かれていた河江手永会所の役人であった。明治期の戸籍簿によると、運七は、明治一四年(一八八一)に死去し、嘉永元年(一八四八)生まれの二男敬太郎(後に「敬造」)が家督を相続している。天保一四年「亀崎御新地場所見聞略絵図」(永青文庫蔵)をみると、丁場割(工区)の二画に、河江手永から出役した役人中に、「勘左衛門」の名がみえる。

すなわち、天保一四年当時、久原勘左衛門は、「勘左衛門」であり、その後、苗字を得て帯刀を許され、士分となった。亀崎御新地九三町八反は、天保一〇年(一八三九)に起工され、翌年には一応の竣工をみる。しかし、その後、高潮による破堤が連続し、潮入り後の復旧で入植の目処が立たない状況が続く。「亀崎御新地場所見聞略絵図」は、藩庁役人による現場検分の際に、案内用として使用された天保一〇年起工当時の略絵図である。

久原勘左衛門は、河江手永在勤中、長らく海辺干潟の開発に従事していた。若年の頃より会所見習いとして出仕していたが、文化年間以降の熊本領内「大干拓時代」に遭遇し、その後、藩庁の開発意向を受けた、手永における土木巧者としての道を歩んだとみられる。その間の功績もあつてか、河江手永管内村々の庄屋を兼任しながら、手永会所の物庄屋次席(手代)まで務めた。安政二年(一八五五)、砂川新開の竣工に伴い、後に御船村となる現在の御船一〇九番地を中心とした地域に土地を得て、本格的に入植している。



宇城市松橋町御船『久原家文書』より (工一173)「砂川尻新開・松橋新開・同築添新開図」(明治22年頃)

久具地先の監物開(米田監物開発地)から有吉開と続く藩家老の新田地と、松橋新開および同築添開から砂川新開へと接続し、小川新田出、川尻村へ到る干拓新田図。明治22年(1889)の市制・町村制公布の際に作成されたとみられる。当主の久原敬造氏が旧制戸長(村長)から、新制度の初代豊川村村長となり、本図伝来の理由も領ける。

②久原文書の概要

i 近世文書の伝来要因

久原文書の構成内容は、近世から現代までの多岐にわたる。最も古いものは、天保年間であり、その大半は干拓地築造関連ほか、地方行政（じかたぎょうせい）に関わる公文書類となっている。これは勘左衛門が、明治維新後、熊本藩の末端行政役所たる小川町河江手永会所の廃止に伴う混乱により、会所設置以来保存されてきた記録類の散逸を恐れて、持ち帰ったものとみてよいだろう。

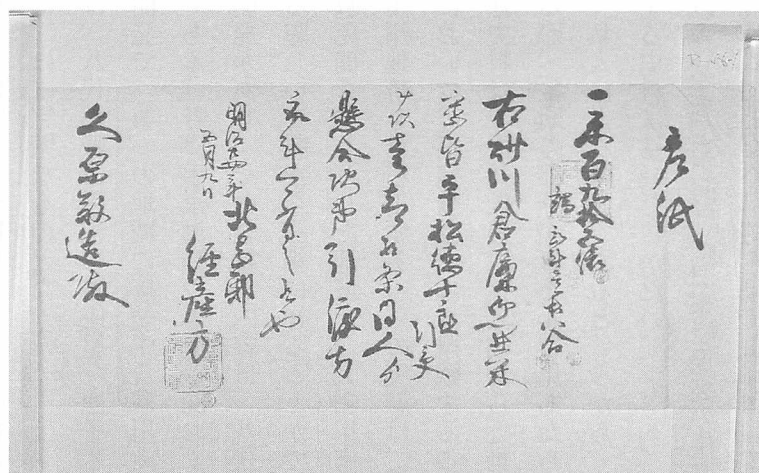
河江会所では同様な事例がほかにもある。同じ頃、同会所に勤務していた役人に中間村（現宇城市松橋町豊福）小田安右衛門がおり、彼は勘左衛門よりいくらか年長で、個人的にも交流があり、久原文書中にも両者の取り遣りした書翰が残されている。小田も会所手代を勤めた経歴があつて管内村々で庄屋役を経験していた。彼は、久原勘左衛門同様、地方行政の推進者であり、手永管内干拓地の築造に活躍している。

小田の現在まで残る最大の功績は、『河江旧記』全五八巻を編纂したことである。五五〇〇枚超におよぶ大部の記録は、藩政時代の公文書、すなわち藩庁諸機関から発令された諸達と諸触（刑法方・寺社方・御免方・普請方・年貢関連）の類を、一定の編集方針のもとで整理し記録したもので、旧熊本領内はもちろん、他領においても類例をみない。この旧記編纂の目的は、日々藩庁機関より発給される通達類と、逆に手永からの伺いや確認に類する書面を、発給順に綴り置き、整理することで地方行政の眼目を復原することにあつた。



久原文書 箱名「ナ」調査前の状況

小田と久原の行為には、共通点があり、同じ思いが感じ取れる。今日現在、彼らの思惑を検証することは、各々の家に伝承された状況証拠によるほかはなく、互いに話し合つて、会所記録保存の挙に出たという裏付けは何もない。しかし手永会所の幹部役人として、維新の改革を確信した時期があつたことは容易に想像できる。状況的には、旧体制の崩壊から維新体制への移行を感じとり、その後、手永会所の文書蔵における各種書類の焼却や廃棄は免れぬものと考え、旧体制における文書の保存を決意したとみられる。



北岡邸経産方より砂川倉庫米一九五俵の出庫指示

砂川新開には、旧藩以来、細川家の采地（知行地）があった。これは、藩主細川家個人により築造資金の幾許かが出資されていたことによる。純然たる藩築開でなかったことは、砂川新開と呼称され、「御」の一字が付されていないことから理解できる。こうした縁もあつてか、明治維新後も御船村（後に豊川村として統合）を中心に、細川家の新田経営が継続され、その現場責任者として、久原運七と敬造親子が支配人を委嘱され、その後、旧藩主細川家が土地を手放すまで、豊川村における新地経営を代行した。侯爵細川家家政所殖産係や北岡邸

家令所、また子飼細川邸（細川刑部家）との連絡書面や徳米関連報告書面、小作契約書など、新地経営に関する書面も数多い。

明治二二年（一八八九）、松橋および小川地先の海辺干潟に築造された新開地における村々、浅川村・御船村・南豊崎村・東松崎村・砂川村が合併し、新生豊川村が発足する。その初代村長が、久原運七の跡をとった久原敬太郎改め敬造であった。したがって、豊川村草創の頃の歳入歳出予算書や村議会議案書などの行政史料も比較的多くみられる。大正年間になると、「下益城郡議会」関連の各種公文書が存在することに驚かされる。これは久原敬造の継嗣、久原猪一が下益城郡議会議員であったことによるが、数量は数十点と少ないものの、郡議会運営関連文書や議案書もあり、熊本県下でも数少ない、郡議会関連の一次資料として注目される。

iii 文書記録類の整理保存にむけて

近世から昭和期までを通して、間断なく発生した史料は、生活関連の史料である。江戸時代末期、干拓地に立村された村々は、それまでの農村とは趣を異にする。従来、海底であったところに生じた村であり、広大な地域に民家が散らばって存在する散村的な集落形態であった。こうした村々に生活物資をもたらしたのは、明治年間を通して、月に二〜三度行商にやってくる松橋町や小川町からの商人である。この状況は江戸時代と大差なく、大正年間の初め頃まで続く。後年、豊川村にも複数の商店が開店し、農協の購買店も配置された。これらは、各年代の生活物資の納品書綴りを精査することで判明する事実である。

宇土半島から球磨川河口域、日奈久に至るまでの干拓は、便宜上、地域を三分割したほうが分かりやすい。その第一は、近世末期、宇土半島南岸の高良村・松橋村地先から小川町地先砂川河口に至る地域で、河江手永を中心に開発された地域である。この地域の干拓の顛末は、宇城市不知火町桑原家に伝来した公文書綴『御新地方記録』、さらに同市松橋町小田家における河江手永会所の行政記録をまとめ、時系列に再編集された『河江旧記』五八巻によって大略を知ることができる。これらに加え、現場第一線の築造担当者らによる膨大な工事記録を主体とした『久原家文書』が、今回日の目をみるにあたり、この地域の干拓関連記録は、ほぼ完璧なものとなった。

第二の地域は、八代郡野津手永の惣庄屋、鹿子木量平・謙之助父子を中心とした開発で、第一の地域に接続する砂川南岸から八代大鞘川河口あたり迄である。野津手永単独や藩庁機関および複数手永との合弁による巨大開発があり、その経緯と内容は、八代市鏡町「鹿子木家文書」における詳しい史料から詳細に知ることができる。第三は、松井家による御赦免開を中心とした地域で、大鞘川南岸地域より球磨川河口の複合三角州地帯をカバーする。その実態は、松井家文書中、『先例略記』各巻において、不完全ながらも概観することは可能で、同家の海辺開発関連史料は、松井氏の八代入城から近世中期頃まで、比較的充実しているが、後期の部分がほとんど見あたらない。基本的に御赦免開であり、私人による開発であるところから、熊本大学寄託永青文庫にも関連する史料は見いだしたい。

藩政の終焉以来、一五〇年間ほど旧家屋根裏の筐底に仕舞い置かれ、誰からも顧みられることなく、朽ち果てようとしていた大量の歴史的

文書記録の存在は、歴代当主による保存の意向を反映していたと言つて間違いないだろう。この思いを引き継いだ久原家旧宅久原知子氏の執念と努力とによって、整理保存の処置をとられ、今まさに公開されるようとしている。松橋から小川地先に展開する広大な新開地築造に関する詳細は、久原家文書の調査解析によって、その全貌が明らかとなるだろう。

2 久原家文書を通してみえる社会背景と村の暮らし

①初期の入植者像

新開地は、基本的に、地先の干潟を提供した村々に対し、その面積に応じて割り渡された。しかしそのみではない。各村々には築造に要する夫方（労働力）や築堤資材の提供が求められるが、それらの協力度合いを勘案して、手永と各村庄屋の合議によって入植者数が割当てられ、土地が割り渡される。最終的には、藩庁御郡方の決裁承認を必要とした。したがって、海辺干拓地への新規入植者は、各新開地の築造に出役した周辺村々（新田村に対する古村）の出身であった。

干拓地への村立ては、古村（既存村々）の次々三男対策や、富裕農民の農業経営規模拡大策として機能している。次男や三男は自作農として入植し、富裕農民の中には、自ら入植する者もあったが、主に水呑階層（小作農階層）を入植させた。当時、下益城郡や宇土郡の村々における百姓階層の多くは、三〜五反前後の農地を耕作する零細農である。その一方、数町歩以上を耕作する裕福な百姓階層もあり、彼らは、年貢上納に窮した零細農に農地担保で金銭や米を貸し付け、返済が滞ると、担保物件で債権を回収し土地集積を強めていた。

亀崎御新地や松橋新開、同築添新開、砂川新開が築造された時期は近世末期で、周辺農村における百姓層の階層分化は、いよいよ顕著となつてゐる。次々二男の入植者は古村に帰つても耕地がないことから、農事には熱心であつたとみられる。しかしそれでも、挫折する入植者は少なくなかつた。そのため、文政年間以降、干拓地に村立てする際は、手永の役人が庄屋として赴任し、自ら耕作をするとともに、当該新地のメンテナンスや危機管理に従事して、農事指導や生活指導までもおこなつてゐる。

新田村の安定は、現地に赴任する役人の個人的な力量によるところが大きく、彼らは、身内や親戚、知り合いを入植させることを普通におこなつてゐた。これは別に不都合なことではなく、八代郡の巨大干拓、鏡町七百町新地への入植においても、鹿子木量平・謙之助親子指導のもと、この方式での入植実態がみられる。その趣旨は、新開地における営農や生活の厳しさを事前に言い含め、覚悟を決めさせておくため、干拓地の過酷な環境に耐えきれず、落伍者や離脱者が出ることをおそれたのである。

②新地の竣工から安定期へ ― 手造りの大地 ―

久原文書は、時代的に層別すると、松橋・小川地先の開発、すなわち数次にわたる三軒屋御開の外縁部に開かれた、松橋新開・同築添新開・砂川新開の施工段階の文書を第一層とする。第二層は、各々が開発成つて土地改良および水利灌漑の付帯工事が本格的に開始された時期で、この頃には、すでに入植も開始されている。堤防・樋門・水門・橋梁のメンテナンス関連文書が代表的である。第三層は、新開地

からの収穫が始まった頃から、それが安定的になる頃までで、具体的には、嘉永年間から慶応年間までが該当する。また、同時に、手永会所の存在した小川町（小川宿）の人馬継ぎの文書も数多い。薩摩藩や相良藩の参勤交代路に該当するため、夫方や継馬、薩摩・相良藩主一行の宿泊対応関連文書は出色である。

便宜的に時代を層別化したが、土地改良や堤防強化など、新地の不具合を解消する活動は、これらの期間を通して実施されている。入植活動も、手永会所の指導で不断におこなわれていた。また、松橋新開（同築添新開）・砂川新開は、合計六一三町歩以上におよぶ巨大開発で、堤防の設置された場所は、汀線よりも幾分か外側にあつた。つまり、干潮の際、潮が完全に引ききらない部分に堤防が配置されていたのである。

したがって、生命線である堤防および樋門など付帯設備の保守は、新開地内に立村された新田村々における最重要事項であつた。入植した農民のみでは対応できないので、農事や海辺土木に経験豊かな手永の役人が、新田村の庄屋あるいは「帳本」（細川家采地の庄屋相当役）として入植し、彼らが新開地の安全と維持管理を指導したのである。農地は、短冊形に細長く整然と区画され、その一区画を一筆として、入植者が複数区画を責任運用するように指導されていた。

松橋新開（同築添新開）と砂川新開は、河江手永開（新田出新地）や松橋入江北岸の亀崎御新地へ続く一連の開発であり、調査工事期間（捨て石配置・掘み杭施工）を含めれば、竣工までに二〇年以上を要している。そのため、本部工事事務所（「元小屋」）は、松橋港内の円応寺洲（松橋町松橋）に置かれ、各々の現場事務所（「沖小屋」

「御小屋」は、各新田村の要所に置かれていた。それぞれの竣工後も、干拓地の生命線たる、堤防や樋門の長期にわたるメンテナンスと危機管理の必要に応じ、会所役人の常駐をみている。

③ 新田村の暮らし

海辺干潟を開発した広大な干拓新地には、年月を重ねるにしたがい、人口や資産が増加し、そこに定着せざるを得ない状況があらわれる。人々は、海辺の低標高地にあつて、いかにして社会的な共生を図りながら生活や生産活動をおこなっていくのか。海に生活の糧をもとめる人々は、「板子一枚波の上」の気概を持ち、海辺の干拓新地に暮らす人々も同じような気質を持つ。堤塘一枚を隔てて、海の底同様の場所に暮らす人々である。

そこでは、いったん堤防が決壊すると、一村残らず海の藻屑と消える運命にあつた。事実、久原家の存在する御船村も、たびたび海潮の下に隠れた過去がある。このことは、常に海辺新開地に暮らす人々の脳裡にあつて、彼らは、運命共同体を自覚し、相互に強い紐帯を築きながら営農に明け暮れたのである。また、干拓新田村は、従来生活していた村々とは様々に環境の異なる新しい村でもあつた。

それまで居住していた村々における、窮屈で村落的な結合から解放され、古い慣習にも拘束されず、のびのびと暮らすことができたのである。ある程度の営農資金を保有し、自作農として入植できた人々にとっては、まさに「希望の村」であつた。しかし、この階層は、そう多くない。その代表的な事例が、久原家のような士族階層の入植者である。手永会所の方針もあつてか、会所役人が率先して入植する例は

少なくない。

さらには、農業経営規模拡大の目的で入植する人々もおり、営農の目処が付いたところで小作人を配置したり、当初から小作人のみを入植させる事案もみられる。久原家文書中の諸記録や戸長役場文書から想定される、近世末期から明治年間を通しての旧豊川村域全体の営農状況は、おおむね安定の域にあるものの、入植者個々の実態をみると、非常なバラツキがあるといわなければならない。

④ 不安定な営農

一戸当たり単位面積が広大な干拓地農業は、機械化されていない明治期の農業においては、江戸時代同様、労働力集約によるのみ長期安定的な営農が約束される。しかし、明治年間当時、干拓地の農業は、疎放とならざるを得ない環境にあつた。そのため、平均収穫量は低位にあり、せっかく自作農で入植しても、日ならずして小作人の境涯となる人々も少なくない。耕作者に結構な入れ替わりのあつたことは、久原家文書中に残る大量の土地譲渡関連文書からもうかがわれる。

営農の不安定さは、その反面で耕地の抛棄と集中の可能性を増す結果となり、収奪的営農とみなされる状況があらわれた。営農の不安定さを問題にするとき、忘れてならないことは、最大の問題点が入植時にすでに胚胎していたことである。それは、出身古村における土地所有の矛盾の中にあつた大半の入植農民階層にとって、目先の営農資金不足は如何ともし難い現実である。出身村々における水呑百姓（小作人）や次々三男であつた彼らは、借金して入植することによって、一時的に自作農の境遇を味わつたにしても、入植した新田村における営

農の過酷さから、土地を手放し、小作農として生きる途を選択せざるを得なかった。

かくして、近世末期に入植した農民の多くが、明治期に至って、小作農化した現実がある。有明海や八代海沿岸の干拓新田村における営農は、その歴史的な視点においても、内陸平野における農業生産に拘わる矛盾を根本から解決することなく、既存村々の地先干潟へ、問題を先延ばしにするかたちで展開されてきた。その代表的な事例が、海辺耕地の末端に恒常的に生じる湛水化問題である。

沿岸部における古くからの水田地帯は、長い年月をかけて自然陸化した湿地帯を開墾して成り立っており(墾田Ⅱ中世的干拓)、そのため、前面(海側)の干潟とほぼ等高か、もしくは低標高地である。水は高い所から低い所へ移動する性質があり、したがって、低標高地では、排水の方途が困難となって常時湛水の現象にみまわれ、毎年のように排水障害に苦しむ場所がある。その一方では、用水不足の地域も同じ干拓地内にあらわれ、入植者は矛盾の極みを実感することになった。

3 文書から読み取れる干拓推進上の課題と問題点

①海辺干拓の矛盾 ↓ 負の連鎖がスタート

近世の熊本領内では、耕地不足や海辺平野の低湿地化を克服するため、海辺干潟の干拓を実施したが、このことは、皮肉なことに将来的な海辺低湿地の再生産につながった。負の連鎖が始まって、海拔ゼロの地帯の拡大再生産が始まったのである。海辺干拓地は、平成の現在でも、建築技術の進歩や地盤改良技術の革新等を考えても、住戸を構えるに際し、少しばかりの決断を要する土地であることに変わりはな

いだろう。

近世干拓政策の実質的な推進者は、時の藩庁や重臣ではなく、末端行政における地方役人であった。海辺干拓が藩庁機関および藩主の意向とはいうものの、彼らを熱心に説得したのは、地方行政の担い手たちで、その代表者が、野津手永惣庄屋鹿子木量平と周辺手永会所の惣庄屋たちである。とはいっても、彼らは、多かれ少なかれ、海辺干潟の開発について矛盾を感じていたことに間違いはない。「干拓が干拓を呼ぶ」という海辺開発の深刻な実態を、八代海海辺の手永会所役人らは、二〇〇年以上も前から周知していたのである。

②宿命的な排水難 ↓ 古田の土地改良

近世以降、海辺干拓を通じて多くの干潟が人為的に消滅し、入江に流入していた河川は、人工の河川として延長されてきた。また、新開地への灌漑用として多くの新川や溜池が掘削され、一面の美田を形成している。それらは、もちろん周辺地域の生業用として利用されたのであるが、同様に大きな比率で講じられた目的として、「古田の土地改良」があった。たとえば、八代郡の干拓では、鹿子木量平の陣頭指揮による「百町開」の開発目的があげられる。この干拓地は、湿地化して小舟を出して田植えをせざるを得なかった、八代郡鏡村の水田を救済するため、藩庁御郡方に願い出て、野津手永が中心となって開発されている。

このパターンの開発は、豊福・小川の地先にもあった。河江手永管内のプロジェクト、現宇城市小川町「三軒屋新地」の開発で、この干拓は、実質的な竣工までに一〇〇年以上を必要としている。三軒屋新

地の端緒は、細川氏以前、加藤氏治世もしくはそれ以前の中世にまで遡るとみられ、現在の国道三号線よりさらに内陸部分、現在の宇城市松橋町竹崎には、近世初期から中期に至る頃、熊本藩有吉家老の所有する塩田が存在した。三軒屋新地は、有吉家の御赦免開から続く事蹟が明確である。この新開地は、長期間にわたって水利に恵まれず、最終的に一部地域を除いて開発失敗に終わった。

世襲家老有吉氏は、莫大な資金を投入したとみられるが、結局、三軒屋の開発を断念して、別途に玉名郡横島村地先の干潟開発を藩庁に願い出、開発権を拝領し、横島の開発に専念する。その後、有吉家が開発を放棄した三軒屋新地の周囲には、それを取り囲むように新たな新開地が出現した。放棄地の後を引き受けたのは、この地域を所管する河江手永である。新田出新地や河江手永開および同救恤開（きゅうじゅつひらき）などが築造されたが、極めつけは、嘉永六年（一八五三）竣工の「砂川新開」である。この干拓地の完成によって、有吉家の着手していた三軒屋新地全体は、優良な新開地としてよみがえった。

有吉家による初期三軒屋新地は、一部を除き底地に過剰な水を湛えた湿田であった。それが、その周囲に新たな新開地の竣工をみて、湛水していた水塊が新地の末端へ移動し、旧開地の乾田化が進行して美田となったのである。干拓地は、海底をそのままの状態で陸地化した、標高ゼロに近いしそれ以下の土地であることから、干拓地の末端部分では、その地底に大量の水を湛えている。これを根本的に克服するには、その外周に新しい干拓地を築造し、そこへ旧干拓地の湛水を吸収させるはかばかかったのである。

4 久原家海辺開発史料を通してみえる防災への教訓

①藩庁役人と地方吏僚 ― 立場の相違 ―

干拓地は、海中に一筋の堤防を設置し、海水を遮断して成った低平の土地で、その保全は現代の技術をもってしても万全ではあり得ない。熊本領における近世後期の干拓は、それまでの干拓地が、概ね汀線を潮受堤防の限界の設置線としていたことに対し、常時海水を湛えた潮溜まりの線まで堤防を進出させたことに特徴がある。このことは、干拓地の面積拡大に大きく寄与したが、結果的には開発地内の安全性を相殺することになり、多発する破堤事故や樋門破壊の原因となっている。そのため、干拓工事を主管し、実行する手永会所の役人らは、築造段階から現場に詰め、危機管理の最前線にあつて、これらの実情を身に沁みて理解していたのである。

一方、上部機関たる藩庁の役人たちは、その財政的呪縛もあつてか、防災よりも築造面積を最大化する方向を選択しがちであった。藩庁役人には、国土の拡大に資するべきという大義名分があり、加えて、実績を積み上げれば、彼らの出世欲を充足することもできる。すべてのプロジェクトがこのパターンであったとは言わないまでも、立場の相違を乗り越え、真摯に防災面の強化を主張する地方吏僚と開発方針を一つにする藩庁役人の少なかったことは、疑えないだろう。

②近世干拓新田村の保守と被災の記憶

頻々として発生する干拓地特有の災害に対し、新開地の村々では、可能な限り保全のための備えを講じておく必要がある、堤塘や付帯設備については、日常的に保守点検がなされていた。井樋番（いびばん）

や塘番（ともばん）と呼ばれる干拓新田村特有の職掌がそれである。築造後、長い年月の間には堤防石垣の不等沈下も発生して、落石崩壊に至ることも珍しくない。堤防石垣の基礎部分が潮汐による水流で洗掘され、堤体の安定が保てなくなり、損壊することもある。さらに、樋門の内外に泥土が堆積し、排水機能に支障をきたすことも少なくなかった。

これらは、通常、大事に至る前に対処されたが、それは日常的に点検がなされていることによって初めて可能になる。干拓地の村々では、被災情報を共有し、災害発生の一報が入ると、現場へ急行する体制が敷かれていた。久原家文書中にも、深夜の塘切れに際し、決壊現場へ急行して対策に当たった旨を記した書状が数点残されている。被災の状況は、間をおかず周辺の干拓新田村へ急報され、必要があれば復旧支援組織が編成され、備蓄していた竹木や空き俵（土俵用）の資材を持って急行した。こうした活動は、村々の経験として筆墨をもって記録され、記憶されることになる。

③安全性無視の代償

藩庁枢要の人々はともかくとして、中間管理職たる郡代（≡郡奉行）クラスの役人は、概ね、前項の①にみるような考え方が多かったようだ。干拓地に住まう農民は、高潮などの自然災害が発生し、破堤潮入りすることで、否応もなく運命共同体であることを思い知らされる。干拓地は、初期入植者が数カ年の歳月をかけて開墾をおこない、塩分を洗い流して土地改良を施した末のたまものであり、なによりも堤防で守られた海拔ゼロ以地帯である。基本的に、土と木材に石材を組み

合わせて造った堤防であり、堅固にみえても構造的な限界があったことはいまでもない。

大風や高潮、地震などで堤防が損壊し潮入りすると、築造期間と同程度の時間を要して復旧しなければならない。結局、一旦竣工した干拓新地を、悪くすれば、同じ期間と同じ費用をかけて復元しなければならなくなる。開発面積を、当初計画より一〇町歩ほど増したばかりに、一〇〇町歩の干拓新田村が全滅するケースもあり得たのである。不知火町の亀崎御新地や松橋町の松橋新開にもこの傾向がみられ、被災個所は、ともに数カ年をかけて用途の変更（耕地から塩田造成へ）や築添新地の開発で対処されている。

おわりに

近世から近代における久原家文書の特徴は、他の旧家文書と同様、公文書と私文書が混淆していることである。ただし、公私の文書比率と公文書の内容が少々異なり、他家文書での典型例では、庄屋職にまつわる文書や記録が中心となっているが、久原家文書では、近世の手永関連文書から明治年間の戸長役場文書、さらには豊川村役場草創期の文書がある。そして少数ながらも、大正年間の下益城郡議会関連文書があり、そのほか、維新変革期の数年間存在した民政局松山出張所における複数の記録綴りが注目される。これは、久原勘左衛門が河江手永会所から松山出張所へ転任したことによる。この役所は、手永の発展的解消によって新たに組織され、近代的地域行政確立までの過渡期に存在した行政機関であった。

一方、私文書では、天保年間から昭和に至るまでの新田村落におけ

る同家の生活全般に関わる、あらゆる記録類が、ほぼ時系列的な集団を維持しながらも、各個に存在していることである。それらを縦の時間軸に整理し、縦覧することで、干拓新田村の豪農たる久原家の盛衰を辿ることができ、それは歴史的な法則性のもと、必然とも思える傾向を示している。すなわち、土地の過剰な集積、言い換えれば、土地への過剰投資に伴う資金回転の長期化と、社会的変化（家族形態や戦時体制など）への不適合を挙げなければならない。

近現代史料の中で、特筆すべきは、水俣市の谷川家と御船久原家の関連である。民俗学者で作家谷川健一、詩人で思想家谷川雁、京都大学教授で東洋史学者谷川道雄、編集者吉田公彦（谷川公彦）の谷川四兄弟で、谷川家と久原家は縁戚関係にあり、彼らの生活の痕跡が、史料として久原家に残る。久原勘左衛門（維新後「運七」と改名）の継嗣、敬造の長女シトが谷川家に嫁ぎ、四兄弟の父親侃二（かんじ）が生まれた。侃二は、眼科医となって豊川村から水俣へ移り、そこで四男二女に恵まれ、この四人の男子が谷川四兄弟である。

久原家旧宅に居住する久原知子氏によると、谷川家の兄弟姉妹は、幼い頃を久原家で過ごした時間が長かったという。四兄弟の中でも、長男健一と次男雁（本名巖）は、豊川村御船の久原家とその界隈を「ふるさと」といつて憚らず、終生懐かしんでいたといわれ、彼らの著作にも、干拓村の夕陽が心象風景として折々に登場する。四兄弟は、最近、相次いで物故したが、健一と雁、三男の道雄は愛したふるさと豊川との縁をむすび、祖父母や父侃二とともに松橋町円光寺の墓域に眠る。久原家には、彼らの幼い頃の写真や手紙類、父侃二の青少年期のノートと教科書などが残されている。

【参考文献・史料等】

- ・宇城市松橋町御船「久原家文書」約四〇〇〇点。
 - ・内山幹生『肥後宇土郡亀尾村御新地方記録全釈』（宇城市教育委員会二〇〇五）。
 - ・内山幹生「熊本領南部海辺における海辺開発の特質」（熊本県文化財保護協会二〇一四）。
- ほか